

令和7年（フ）第3号

長野県小諸市己139番地1
破産者 有限会社ファインモールド
1 決定年月日 令和8年8月26日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

令和7年（フ）第1502号

京都府城陽市寺田樋尻10番地の5
破産者 株式会社エコライフフジワラ
1 決定年月日 令和8年8月26日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年（フ）第64号

佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田丁4115番地
破産者 有限会社副正製陶所
1 決定年月日 令和8年8月26日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和7年（フ）第24号

岩手県金石市片岸町第9地割284番地 片岸復興住宅2号、開始決定時の住所岩手県金石市箱崎町第8地割6番地18
破産者 小林 浩之
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和5年（フ）第56号

岩手県一関市巖美町字入道91番地
破産者 千葉 金男
1 決定年月日 令和8年8月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和8年（フ）第19号

奈良県葛城市新庄224番地1 ルミエールかつらぎC棟101号、前住所奈良県葛城市葛木26番地5
破産者 坂東由美子
1 決定年月日 令和8年8月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和8年（フ）第182号

川崎市川崎区元木1丁目2番11—309号 ライオンズマンション川崎第15
破産者 宮下 源吾
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（フ）第563号

新潟市南区上道潟212番地
破産者 帯瀬 勝俊
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和7年（フ）第631号

愛知県知立市谷田町上空池25番地79 エレガント101号
破産者 金城 桃李
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第657号

愛知県豊田市貝津町郷地25番地4 クラウズⅢ 201号、開始決定時の住所愛知県豊田市石畳町キビフ260番地5
破産者 奥 豊
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第96号

島根県出雲市上塩治町637番地
破産者 須谷 健司
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和6年（フ）第163号

岡山市北区撫川1186番地
破産者 小林 央江（旧姓難波）
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第419号

岡山市南区洲崎三丁目11番29号 サンパレス小山A 1階 101号室、旧住所岡山市南区曽根349番地16
破産者 岩崎 年秀
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第111号

北海道帯広市東5条南24丁目2番地19、開始決定時の住所北海道中川郡幕別町札内若草町552—46 メゾネットセブン106号室
破産者 松尾 典俊
1 決定年月日 令和8年8月26日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年（フ）第204号

北海道帯広市西二十条南4丁目29番13号 武田様方、住民票上の住所北海道帯広市東4条南14丁目6番地3 クラックスハイム第3帯広501
破産者 J A Z Z Bar 角笛こと 赤木 巨照
1 決定年月日 令和8年8月26日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和8年（フ）第7号

宮城県柴田郡柴田町西船迫3丁目1番地87
破産者 佐藤 直文
1 決定年月日 令和8年8月26日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和6年（フ）第1252号

相模原市中央区清新6丁目12番29号
破産者 鹿島 敏裕
1 決定年月日 令和8年8月26日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部